

店頭外国為替証拠金取引約款新旧対照表 (下線部が変更箇所)

新	旧
<p>第1条～第2条 (現行通り)</p> <p>第3条 (1)～(15) (現行通り)</p> <p>(16) 削除</p> <p>(16)「追加証拠金」とは、毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下回った場合、発生するポジション必要証拠金の不足額をいいます。</p> <p>(17)「マージンカット」とは、追加証拠金発生日のマーケットクローズまでに、追加証拠金額が0円とならない場合に、追加証拠金発生日の翌営業日のマーケットオープン後に、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社所定の方法で、当該ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。</p> <p>第4条 (1)～(4) (現行通り)</p> <p>(5) 本取引には、損失を抑制する目的で<u>マージンカットルール及び</u></p>	<p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>第3条 (1)～(15) (省略)</p> <p>(16)「アラートライン」ロスカットルールの注意を促す目的で設定する証拠金維持率をいいます</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>第4条 (1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 本取引には、損失を抑制する目的でロスカットルールが設けられ</p>

<p>ロスカットルールが設けられているが、通貨等の価格または金融指標の数値の変動により、このルールに基づく<u>マージンカット</u>またはロスカットが執行されて、損失が生ずることとなる可能性があり、場合によっては、当該損失の額が預託証拠金の額を上回ることとなるおそれがあること。</p> <p>(6) ~ (11) (現行通り)</p> <p>第5条 個人のお客様の場合 (現行通り) 法人のお客様の場合 <取引担当者基準> 2項~8項 (現行通り)</p> <p>第6条~第8条 (現行通り)</p> <p>第9条 1項~7項 (現行通り)</p> <p>8 当社は、前項によりお客様から受け付けた注文につき、その内容に</p>	<p>ているが、通貨等の価格または金融指標の数値の変動により、このルールに基づくロスカットが執行されて、損失が生ずることとなる可能性があり、場合によっては、当該損失の額が預託証拠金の額を上回ることとなるおそれがあること。</p> <p>(6) ~ (11) (省略)</p> <p>第5条 個人のお客様の場合 (省略) 法人のお客様の場合 <取引責任者基準> 2項~8項 (省略)</p> <p>第6条~第8条 (省略)</p> <p>第9条 1項~7項 (省略)</p> <p>8 当社は、前項によりお客様から受け付けた注文につき、その内容に</p>
--	--

従い、相当な時間内に注文された取引を成立させるものとします。ただし、以下の事由が生じたときは、当社は注文された取引を成立させないことができます。

(1) お客様の本取引口座における純資産額がポジション必要証拠金と注文証拠金の総額に満たなくなるとき。

(2)～(6)

(現行通り)

9項～11項(3)

(現行通り)

(4) 追加証拠金額が0円となっていない場合

第10条（追加証拠金、マージンカット）

毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下回った場合、追加証拠金が発生します。追加証拠金が発生した場合は、当社は次の各号に定める事項を、お客様に通知することなく、当社所定の方法においてできるものとします。

(1) 新規取引の停止

(2) 出金予約及び振替出金の停止

(3) 全ての発注済みの未約定新規注文の取消

(4) 出金予約済みの場合は、出金予約の取消

2 追加証拠金が発生したにも関わらず、所定の期日までに、追加証拠金額が0円とならない場合には、当社がお客様に事前に通知する

従い、相当な時間内に注文された取引を成立させるものとします。ただし、以下の事由が生じたときは、当社は注文された取引を成立させないことができます。

(1) お客様の本取引口座における純資産額がポジション証拠金と注文証拠金の総額にアラートラインの比率に乗じた金額の総額に満たなくなるとき。

(2)～(6)

(省略)

9項～11項(3)

(省略)

新設

新設

ことなく、お客様の計算において全ての未決済ポジションを、反対売買により強制決済することとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。

3 お客様が追加証拠金額を当社に差し入れた場合でも、その理由の如何に関わらず取引口座への金額の反映が間に合わず、マージカットにより反対売買による強制決済が執行されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。

4 お客様は、当社が第2項の反対売買による強制決済を行った場合に生じる売買損金をお客様に事前に通知することなく預託証拠金から差引くこと、また売買損金額が預託証拠金の額を上回った場合、その差額を当社が指定する期日までに差入れることをあらかじめ承諾するものとします。

5 本条で定める当社が定める証拠金維持率判定時刻、比率、追加証拠金の入金等の方法、期日等は、当社の判断によって変更することができるものとします。

第11条 (ロスカット)

預託証拠金の額から評価損を差引いた額が、ポジション必要証拠金に対して当社の定める比率を乗じて算出した額を下回った（証拠金維持率が当社の定める比率を下回った）場合、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の未約定の注文を全て取り消すとともに、お客様の計算において全ての未決済ポジションを、反対売買により差金決済することとし、お客様はこのことをあらかじ

第10条 (ロスカット)

預託証拠金の額から評価損を差引いた額が、ポジション証拠金に対して当社の定める比率を乗じて算出した額を下回った（証拠金維持率が当社の定める比率を下回った）場合、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の未約定の注文を全て取り消すとともに、お客様の計算において全ての未決済ポジションを、反対売買により差金決済することとし、お客様はこのことをあらかじ

かじめ承諾するものとします。

第2項～第4項

(現行通り)

第12条 (預託証拠金)

1項～4項

(現行通り)

5お客様が新規の取引を開始するためには、純資産額がポジション必要証拠金額以上である必要があります。必要な証拠金が全額当社に預託されていない場合、お客様が申し出た注文は無効となります。

6項～9項

(現行通り)

第13条 (期限の利益の喪失)

第14条 (外国為替レート)

第15条 (支払不能又は不能となる恐れがある場合等における本取引) お客様が第13条第1項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前の連絡や、お客様の承諾を必要とすることなく、お客様が本口座を通じて行っているすべての本取引につき、それを決済するために必要な反対売買を行い、決済することができるものと

め承諾するものとします。

第2項～第4項

(省略)

第11条 (預託証拠金)

1項～4項

(省略)

5 お客様が新規の取引を開始するためには、純資産額がポジション必要証拠金額にアラートラインの比率を乗じた額以上である必要があります。必要な証拠金が全額当社に預託されていない場合、お客様が申し出た注文は無効となります。

6項～9項

(省略)

第12条 (期限の利益の喪失)

第13条 (外国為替レート)

第14条 (支払不能又は不能となる恐れがある場合等における本取引) お客様が第12条第1項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前の連絡や、お客様の承諾を必要とすることなく、お客様が本口座を通じて行っているすべての本取引につき、それを決済するために必要な反対売買を行い、決済することができるものと

ます。

第16条（差引計算）

第17条（預り資産等の処分）

第18条（遅延損害金の支払い）

第19条（債権譲渡等の禁止）

第20条（電子交付）

第21条（報告）

お客様は、第13条第1項及び第2項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し直接書面をもってその旨の報告をするものとします。

第22条（届出事項の変更）

第23条（報告書等の作成及び提出）

第24条（為替持高の制限）

ます。

第15条（差引計算）

第16条（預り資産等の処分）

第17条（遅延損害金の支払い）

第18条（債権譲渡等の禁止）

第19条（電子交付）

第20条（報告）

お客様は、第12条第1項及び第2項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し直接書面をもってその旨の報告をするものとします。

第21条（届出事項の変更）

第22条（報告書等の作成及び提出）

第23条（為替持高の制限）

第 25 条 (クライアント環境の障害等)

第 26 条 (携帯電話等向け取引システム)

第 27 条 (免責事項)

(1)～(7)

(現行通り)

(8) マージンカットまたはロスカットによる建玉の処分により生じた損害および損失。

(9)～(11)

(現行通り)

第 28 条 (解約)

次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第 13 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間の本取引は解約されることとします。

(1)～(2)

(現行通り)

(3) 第36条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。

(4)～(11)

(現行通り)

2 お客様との間の本取引を解約する場合において、お客様が当社と行う本取引のポジションが残存するとき、またはお客様の当社に対する

第 24 条 (クライアント環境の障害等)

第 25 条 (携帯電話等向け取引システム)

第 26 条 (免責事項)

(1)～(7)

(省略)

(8) ロスカットによる建玉の処分により生じた損害および損失。

(9)～(11)

(省略)

第 27 条 (解約)

次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第 12 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間の本取引は解約されることとします。

(1)～(2)

(省略)

(3) 第35条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。

(4)～(11)

(省略)

2 お客様との間の本取引を解約する場合において、お客様が当社と行う本取引のポジションが残存するとき、またはお客様の当社に対す

債務が残存するときは、残存するポジションを反対売買により決済した上で、第16条及び第17条に定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。

第3項

(現行通り)

第29条 (取引報告書及び受領証)

第30条 (通知の効力)

第31条 (損害賠償についての制限)

第32条 (公租公課)

第33条 (適用される法律)

第34条 (合意管轄)

第35条 (クーリングオフ)

第36条 (本約款の変更)

平成21年7月1日制定

る債務が残存するときは、残存するポジションを反対売買により決済した上で、第15条及び第16条に定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。

第3項

(省略)

第28条 (取引報告書及び受領証)

第29条 (通知の効力)

第30条 (損害賠償についての制限)

第31条 (公租公課)

第32条 (適用される法律)

第33条 (合意管轄)

第34条 (クーリングオフ)

第35条 (本約款の変更)

平成21年7月1日制定

平成22年1月25日改訂
平成22年4月1日改訂
平成22年7月17日改訂
平成22年11月27日改訂

平成22年1月25日改訂
平成22年4月1日改訂
平成22年7月17日改訂